

青森県報

第四百二十七号

令和四年
二月二十五日
(金曜日)

目次

告 示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退……………が生活習慣病・対策課 …… 一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の所在地の変更の届出…………… (同) …… 二
- 道路の区域の変更…………… (道 路 課) …… 二
- 公 告
- 二級建築士の免許の取消し…………… (建 築 住 宅 課) …… 三
- 建設業者の許可の取消し…………… (東 青 地 民 局) …… 三
- 右 同…………… (中 南 地 民 局) …… 三
- 右 同…………… (三 八 地 民 局) …… 四
- 右 同…………… (同) …… 四

告 示

青森県告示第八十七号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十条の

規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

令和四年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名 称 | 所 在 地 | 指定辞退年月日 |
|--------------|----------------------|-------------|
| 訪問看護ステーション西町 | 八戸市柏崎一丁目八の二二 | 令和 二・三・三 |
| 訪問看護ステーション結 | 八戸市東白山台三丁目二〇の五 | 三・二・三〇 |
| 桂整形外科医院 | 五所川原市字弥生町一六の一 | 三・三・二五 |
| 松田薬局 | 弘前市大字南瓦ケ町二の六 | 三・三・二〇 |
| しちのへ内科クリニック | 上北郡七戸町字荒熊内二二二の一 | 三・三・三三 |
| クローバー薬局 | 八戸市南類家三丁目二の一七 | 〃 |
| たかはし薬局 | 十和田市西五番町二三の三 | 四・一・二六 |
| サカエ薬局弥生 | 五所川原市字弥生町一五の八 | 四・一・三三 |
| たっこ調剤薬局 | 三戸郡田子町大字田子字上野ノ下タ九二の八 | 〃 |

青森県告示第八十八号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

令和四年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名称 | 所在地 | 指定期限 |
|-----------------------|----------------------------|-------------|
| ふくし耳鼻科 | 青森市松原三丁目二の一五 | 令和 元・〇・三 |
| 訪問看護ステーション結 | 八戸市東白山台三丁目二〇の五 | 三・三・一 |
| 有限会社津軽メデイカル商事 松田薬局 | 弘前市大字南瓦ケ町二の五 | 三・三・三〇 |
| しちのへ内科クリニック | 上北郡七戸町字荒熊内二二二の一 | 四・一・一 |
| ハッピー調剤薬局八戸類家店 | 八戸市南類家三丁目二の一七 | 〃 |
| ひろさき糖尿病・内科クリ ニック | 弘前市大字城東北四丁目四の二〇 | 四・一・二六 |
| ハッピー調剤薬局弘前城東中 央店 | 弘前市大字城東中央三丁目三の一 | 四・二・一 |
| ハッピー調剤薬局むつ中央店 | むつ市旭町二の三〇 | 〃 |
| 訪問看護ステーションえにし | 青森市南佃二丁目一七の一メゾンオ リンピアB号 | 〃 |
| たっこ調剤薬局 | 三戸郡田子町大字田子字上野ノ下タ 九二の八 | 〃 |
| スーパーストア調剤薬局 | 北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂一 五四 | 四・二・二 |

青森県告示第八十九号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第十九条の規定により、次のとおり指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第二十四条第二号の規定により公示する。

令和四年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

| 区分 | 名称 | 所在地 | 変更年月日 |
|-----|---------------------|--|---------------|
| 変更前 | ハッピー調剤薬局八戸田向 南店 | 八戸市大字田向字冷水二二三の一 | 平成 三〇・二・一〇 |
| 変更後 | きどくりニック | 八戸市田向五丁目二二の一七 | 〃 |
| 変更前 | ナースセンターサイン | 八戸市田向五丁目二二の一 | 〃 |
| 変更後 | 訪問看護ステーションひだ まり家 | 三戸郡階上町蒼前西一丁目九 の二五六〇 三戸郡階上町蒼前西三丁目九 の一八〇六 | 令和 三・一・一 |
| 変更前 | 医心館訪問看護ステーション 青森 | 八戸市湊高台四丁目二の一〇 | 三・二・二五 |
| 変更後 | 八戸市新井田平ノ前七の一 | 八戸市奥野三丁目九の一 一 バーサイドみかみII一 号 | 三・三・一 |
| 変更後 | 青森市奥野三丁目一四の二二 | 青森市奥野三丁目一四の二二 | 〃 |

青森県告示第九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から令和四年三月二十四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和四年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | | | | |
|----------------|----------|----------|-----|---|------------|--|------------------------|----|
| 1 | 図面 番号 | 道路 種類 | 路線名 | 変 更 の 区 間 | 変更の 前後別 | 敷地の幅員 | 敷地の延長 | 備考 |
| 国 道 二七九号 | | | | 下北郡風間浦村大字下風呂字新道平三の八から 下北郡風間浦村大字下風呂字街道添四〇の二まで | 前 後 | 九・九七メートルから 一〇・七四メートルまで 九・九七メートルから 三三・五〇メートルまで | 九四・一〇メートル 九四・一〇メートル | |

公 告

二級建築士の免許の取消し

建築士法（昭和二十五年法律第二百二二号）第九条第一項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消したので、同条第三項の規定により公告する。

令和四年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 氏名

逢坂 末太郎

二 登録番号

第二〇七九号

三 取消年月日

令和四年二月十六日

四 取消しの理由

令和四年一月二十五日に死亡したことが届出により、確認された。このことが建築士法第九条第一項第二号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社東晴

二 代表者の氏名 雪田和也

三 主たる営業所の所在地 青森市第二問屋町三丁目二の六

四 許可番号 青森県知事許可（特―一）第六七三三号

五 取消年月日 令和四年一月十一日

六 取消しに係る建設業の許可

電気工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和三年十二月十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社感動ハウス弘前

二 代表者の氏名 木村幸弘

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字早稲田二丁目八の六

四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第二〇〇五四三号

- 五 取消年月日 令和四年一月二十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和四年一月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社アップワード
- 二 代表者の氏名 松倉大悟
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字新井田字西平二の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―三〇）第三〇〇六五七号
- 五 取消年月日 令和四年一月十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和元年十二月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社北桜水道建設
- 二 代表者の氏名 古舘福子
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市南郷大字中野字大久保山中一五の一〇六
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二八）第一三〇七三号
- 五 取消年月日 令和四年一月三十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
消防施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和元年十月十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円